

紀伊国荒川荘の領主と農民

本 多 隆 成

【要約】 鎌倉末・南北朝期から室町期にかけては、一般に荘園制の衰退期とされているが、高野山領荘園も同じく動搖の時期をもちながら、十五世紀に入つていわゆる「分田支配」という形で、膝下の諸荘を中心に荘園支配体制の再編成が行なわれた。この動搖から再編成の過程とその意味するところとを、在地構造の変動との関連で明らかにすることは、高野山領の特質を説明する上で重要な意味をもつものと考えられる。残念ながらこれまでかかる課題に直接言及した研究は見当らず、荘園支配体制の基本的な変遷過程さえも、いまだ明らかになされていない。本稿は紀伊国荒川荘を中心に、これを「在家（免家）支配」から「分田支配」へ、という過程においてとらえようとしたものである。その際、一つは公田・公事地における年貢得分の支配を基本におくこと、今一つは荘園領主と農民との対抗関係を一貫して追究すること、この二つを課題追究の視点とした。これらは自明のこととみえながら、従来の研究がかかる観点からみて問題を含んでいたことは、陀羅尼田寄進と悪党問題を通じて具体的に検討したところである。またこの観点を基本にすることによってはじめ、**「分田支配」体制の意味もより明らかにしようと考えるのである。**

史林 五六卷二号 一九七三年三月

はじめに

高野山領荘園の研究は、近年かなり活潑になってきたかにおもわれるが、もとより残された問題も多い。その最大の課題の一つは、応永期に入つて高野山膝下の直接支配の及んだ諸荘を中心に大検注が施行され、いわゆる「分田支配」という形で高野山による支配体制の再編成が行なわれるが、その過程と意味するところとを、農民層の台頭にもなう在地構造の変動と、それに対応する荘園領主高野山との相克のうちに説明することである。しかもこの問題は、十五世紀に入つ

てから再編成されてくる荘園のばあい一般と、かなり共通した側面をもっていたようにおもわれ、かかる課題の追究は、たんに高野山領荘園研究のみにとどまらない意義があると考えられる。

本稿ではかかる点に関し、主として高野山領紀伊国荒川荘を中心に考察しようとするものである。荒川荘は官省符荘と共に、早くから高野山の所領として独自の支配が行なわれており、何よりも、その動揺から再編成の過程を一貫して追究しうるからである。

残念ながら、管見の限りでは、高野山領荘園についてかかる課題に直接言及した論稿をいまだ持ちえていない。もとより、これに関連する個々の問題についていえば、いくつかの成果をあげることは容易である。「分田支配」についてはもとより、^①高野山の支配が、「在地の情勢と高野山自体の動向とのからみあいの上に」^②いかにして確立していか、あるいはむしろ「分田支配」の後に、農民闘争で動揺しつつも、「独自の権力編成・イデオロギー支配によって対応・対決していく」^③高野山権力のあり方など、いずれも具体的に究明されている。しかしながら、「分田支配」という形で再編成されていく過程については、いまだみるべき成果を得ないのである。

荒川荘についてみても、これまでの研究は主としてその成立過程の時期におかれるか、^④あるいはいわゆる荒川の悪党の問題であった。^⑤「分田支配」もしくはそれ以降については、^⑥史的な制約もあって、ごく最近になってやっと取りあげられるに至ったにすぎない。

ところで、高野山の支配体制の変遷を、在地の動向との関連で明らかにしようとするばあい、いかなる視点を基本にして追究されるべきであろうか。いうまでもなく、一つは荘園領主一般がそうであるように、年貢得分の支配を根幹にしているということ、すなわち、高野山のばあいは、公田Ⅱ公事地における年貢収奪体制があくまで基本になるということである。のちにみるように、「分田支配」はまさにこの点にかかわる問題なのである。今一つは、荘園領主と農民との対抗関係を、一貫して追究することである。農民といっても多様であるが、本稿の限りでは、有力農民と小百姓層のいわゆ

る「百姓等」を意味するとともに、とりわけ小百姓層に注目した。ここからは、有力農民層の分解・成長から絶えず中間層を生み出したり、荘官層が領主化の動きを示すことなどは、領主・農民関係に規定された副次的な問題となる。

これらのことは、あるいは自明のこととおもわれるかもしれない。しかしながら、従来の研究がかかる観点からみて、いくつかの問題を含んでいることは、否定しえないところである。この点を、前者についてはとくに陀羅尼田寄進の問題で、後者についてはとくに悪党の問題を通じて考えてみたい。なぜなら、実はこのような公田・公事地の支配と領主・農民との対抗関係を一貫して基本にすることによって、十五世紀に再編・確立してくるいわゆる「分田支配」体制の意味も、より明らかにしうるのではないかと考えられるからである。

なお別稿では、柄淵荘の農民闘争を経る中で成立してきた「分田支配」の実態と意味とについて、不十分ながら述べるところがあった^①。柄淵荘は十四世紀のはじめに高野山領に編入されたものであり、その点では荒川荘とはその成立事情、従来の支配のあり方を異にしている。しかしそれにもかかわらず、十五世紀に同様の支配体制をもたらしたとすれば、「分田支配」は高野山領としての成立事情の如何にかかわらず、直接支配諸荘に共通した体制として確立したものといえるであろう。それゆえ、ここでも別稿での問題意識をそのまま受け継いで、課題にせまりたいとおもう。

- ① 熱田公「室町時代の高野山領荘園について」（『ヒストリア』二四号）、同「紀州相賀荘について」（藤島・宮崎編『日本浄土教史の研究』）、今井林太郎「高野山領紀伊国官省符荘」（『研究』三五号）など。
- ② 熱田公「高野寺領荘園支配の確立過程―荒川荘を中心に―（上）（下）」（『日本史研究』六九・七〇号）
- ③ 伊藤弘子「中世後期における高野山権力と農民闘争」（『歴史学研究』三六八号）
- ④ 福田豊彦「古代末期に於ける『在家』の一形態―高野山領紀伊国荒川荘の研究―」（『北大史学』第四号）、同「『在家』の変質について―高野山領紀伊国荒川荘の場合―」（『日本歴史』一一三号）、内田実「在家の歴史的性格について―紀伊国荒川荘を中心として―」（『史潮』第六六号）、同「紀伊国荒川荘の伝領関係」（『日本歴史』一二三号）、井上満郎「鎌倉幕府成立期の武士乱行―紀伊国田中庄佐藤氏の場合―」（『日本史研究』一一〇号）、及び熱田氏註②論文など。
- ⑤ 服部謙太郎「荒河の悪党」（『社会経済史学』十八巻五号）、今井林太郎「高野山領紀伊国荒川荘」（『魚澄先生古稀記念国史学論叢』）、佐藤和彦「悪党その時代と評価―紀伊国荒川荘の悪党について―」（『民衆史研究』第二号）

- ⑥ 田代脩「庄園制下における村落の形成―高野山領紀伊国荒川庄について―」（『埼玉大学紀要』教養学部編第四号）、同「中世後期の郷村制について―高野山領荒川庄を中心に―」（『同』第七号）。なお、日本大学中世研究会、紀伊国荒川庄調査報告書（『中世史研究』第五号）がある。
- ⑦ 拙稿「中世後期の高野山領荘園支配と農民―紀伊国額田荘のばあい―」（『日本史研究』一一二号）。なお額田荘については、他に小川信「紀伊国額田荘に於ける郷村制形成過程」（『国史学』五二五号）、熱田

一 小百姓層の台頭

荒川荘はその四至を、東は檜橋峯并黒川、南は高原并多須木峯、西は尼岡中心并透谷、北は牛景淵并純陀淵とされているが、透谷を除いて、いずれも地図上で確認することができる。^① 旧安楽川村と奥安楽川村の全域、および調月村と龍門村の一部を含んだ地域で、打田町、粉河町を一部含むが、現在の桃山町にほぼ相当する。

当荘はもと平等院大僧正行尊が院奏を経て立てられた荘園であるが、これが鳥羽院に寄進され、さらに美福門院に伝領された。^② そして平治元年（一一五九）七月に、美福門院が鳥羽院の菩提を再らうために当荘を金泥一切経蔵に寄進することにより、高野山領としての荒川荘の歴史が始まることになったのである。^③

高野山がこの荒川荘を自らの支配下にくみ込んで行くには、田仲荘との相論の克服、長寛二年（一一六四）の在家田畠支配^④、建久四年（一一九三）の盛景没官田支配などを経なければならなかった。そして一応その支配体制が最終的な確立をみたのは、建長六年（一一五四）の「供料相折帳」の段階であったと考えられる。^⑤ しかしながら、熱田氏も指摘するように、この目録の作成は、同時に荘園領主高野山があらたな矛盾に直面したことをも意味していた。すなわち、それは当荘における作人層の台頭にみられるように、農民層のあらたな動向をその基礎においたものであった。

当荘では田仲荘との相論に関しても、寄進当時の仲清の押妨の段階ではつねに「庄官等」が前面に出ていたが、次代の

公「中世末期の高野山領額田荘について」（『日本史研究』二八号）、伊藤弘子「惣村の成立と発展―高野山領紀伊国額田荘において―」（上）（下）」（『日本史研究』一一〇・一一一号）などがある。

なお、史料引用については、『大日本古文書』家わけ第一「高野山文書」については巻数と文書番号のみを記し、高野山文書刊行会発行の『高野山文書』については、刊号として、同じく巻数と文書番号を記した。

能清の段階になった治承五年（一一八二）には、「荒川御庄百姓等」として言上状をもって訴えるまでになっていたのである。^⑧ここにみる「百姓等」の性格については、すでに諸先学によっていわゆる田堵・名主らに等しいもので、寺役などの負担のため在家としてとらえられてはいても、何ら特別な隷属民ではなかったことが明らかにされている。^⑨この点を保延の檢注帳、長寛の在家田畠支配状によりつつ、これまで触れられなかった面から簡単に再確認してみたい。

永宗は保延の在家で、畠を一町一反一八〇歩（見作四反）有していたが、長寛でも田一反を配分された智胤房の在家とされた。しかし彼はまた同時に、それぞれ成林房、鏡運房、密樹房、（智門房）、淨妙房に配分された畠一反の作人でもあった。つぎに、武行は保延では畠五反一二〇歩（見作二反）を有していたが、在家ではなかった。ところが長寛では、田一反を配分された受教房の在家とされたのである。しかし彼もまた永宗と同じく、それぞれ三大房、乗岐房、觀修房、（觀密房）に配分された畠一反の作人でもあった。

こうしてみると、永宗・武行らは保延の在家であると否とにかかわらず、畠地についてだけでも自らの独自の基盤を有しており、高野山の支配が第一歩を踏み出した長寛の支配状で寺僧の在家（免家）とはされていても、他の寺僧数人の作人でもあり、在家（免家）たることで特別の隷属関係にくみ込まれたとは考えられない。それゆえ、長寛の支配において、たとえ高野山が在家農民の人格的な支配を意図したとしても、その貫徹は困難だったといわざるをえないだろう。

言上状で自ら「百姓等」あるいは「住人等」と称していた成立期荒川荘の農民たちは、主としてかかる性格をもつものであった。彼らは一般的に根本住人とよばれる村落上層農民に属するが、長寛の支配状では、高野山は在家七〇宇を設定し、彼らの大部分を在家として把握したのである。

ところで、農民層のあらたな動向とは、ここでは彼らを中心とする高野山への要求闘争を直接意味するものではない。たしかに彼ら在家住人たちが中心となり、「百姓等」として、たとえば建長四年（一二五二）に早損の所々の所当米を五斗代は三斗五升に、三斗代は一斗五升に減ずることを認めさせたことは注目すべきである。^⑩あるいはまた建長七年（一二五五）

に「百姓等」の訴状によって、毎年の検田を要求したり、段米・立板・六貫銭の負担を三分の一に減ずるよう訴えが出されるなど、^⑮ 荘園領主高野山がしだいに多様化する農民層の要求に直面していたことは、その支配の動揺をもたらす一因ではあった。

問題はすでに長寛の頃から萌芽のみえた脇在家の分出など、従来の在家住人の分解(もとより上昇するものもある)や、あるいはこれまでは歴史の表面に直接はあらわれてこなかった多数の小百姓層が、山上僧や在家住人らのもとで作人としてしだいに成長してきたことである。高野山領荘園制下では、作人層は一般に「地主」に対する「作」の関係においてあらわれる。そして早くも承久三年(一二二二)に、「斯田地作人、輒不可改替之」とあり、「猛悪事出来、本作人死亡」というようなことのない限り、作人の耕作権がしだいに長期的に保障される可能性が芽生えてきたことをおもわせるのである^⑯。かかる方向が明確に展開しはじめるのが、まさにこの十三世紀中末期以降のことであり、それはいわゆるこの期における社会的生産諸力の発展に相応するものであった。この点、農業生産力の面では古島敏雄氏の、また貨幣流通・市場発生など商品経済発展の面では佐々木銀弥氏の指摘などがあり、詳しいことは省略したい。

ところで、たんに作人層の台頭といっただけでは何ら歴史的な把握はできないのであって、史料上の「作人」が種々の内容を含むものであることについては、かつて不十分ながら言及したことがある。すなわち、第一は山上の寺院や僧、あるいは山下住人(荘官・殿原・有力農民)のもとで請作関係を結ばれた、人格的には相対的に自由な直接生産者(主として小百姓層)が作人であるばあい、第二に、作職留保の加地子得分(片子)の売買・寄進にみられるような、主として山下住人のばあい、第三に、山下住人に対して家父長制的隷屬下にある農奴的農民(下人・所従)が作人であるばあいである。そして小農民の自立として問題になるのは第一、第三で、しかも第一が中心になることなどを結論だけ指摘した。この問題は以下の諸章に深く関係するので、ここではとくに第一・第三の点に関し、今少し立ち入って考えてみたい。^⑰

まず最初に延慶三年(一二三〇)のいわゆる「片子日記」をみると、つぎのように記されている。

（樂夷世）
「片子日記」

荒河田片子事 字藤木本 作人見能
延慶三年分

壱石五斗五升五合内、二斗八升官物、所残壱石貳斗七升五合、内六斗四升ノ片子ト、二斗八升ノ官物ト、都合九斗二升ハ地主取之也、

但近年ハ、毎年ニ見之間、増減不定也、余壱石、或七八斗有之、又有麦、依年多少不定也、

すなわち、ここでは壱石五斗五升五合のうち、六斗四升の片子と二斗八升の官物は「地主」の取り分となっている。つまり地主はたんなる片子（加地子）の得分者ではなく、官物（年貢）納入責任を負ったものとされているのである。かかる形態が当時かなり一般的であったことは、同じ荒川荘の正応三年（二二九〇）の文書に、「於寺僧地并御影堂陀羅尼田天野舞童田、自今以後、云地利、云官物、不可致未進、若致未進之時、地主被改作人之時、一切不可拘惜事」とあることから明らかである。それではかかる「地主」と作人見能とは、いかなる関係にあったと考えられるであろうか。「地主」が年貢納入の責任を持ち、売券・寄進状などで「若致不法之時者、早可被改作人職者也」というように、作人を改替しうるとされていることは、確かにこの当時の「地主」の作人に対する相対的優位性を示すものではあった。しかしながら、それはあくまで相対的なものにすぎなかったことに注意しなければならない。

さいわいこの「字藤木本百八十歩」の田地については、同じ年の売券が残されている。それによると、この田地は友守（法名西忍）から毛利丹後守殿御代官諏訪弥四郎入道に売却されたのであった。友守によると「先祖相伝の私領」ということであるが、開発私領に系譜を引くような直營地とはいえない。このばあい作人は見能であり、「地主」は友守、諏訪弥四郎のいずれにせよ、片子の得分権を実質的な内容とし、年貢納入の責任をも負ったいわば「地主職」ともいうべきものの所有者であった。そしてこのような「地主職」が、今みたように売買の対象となり、また譲渡や寄進もなされているのである。それゆえ、ここでも空道房宗金、空明房宗信のように、山上僧にして「地主」たるものもあらわれるのであり、

しかも文書の上ではその過半を占めている。

かかる地主・作人の関係は、決して特別な支配隷屬関係にあるものとはいえない。それは天野郷で「当作人孫五郎、毎年片子陸斗分不可有懈怠之由、請文在之」^②といわれているように、相対的にフラットな諸作関係であったと考えられる。それゆえ、作人改替の問題にしても、逆にいえば「於作人職者万珍法師、無未進之儀者、永代不可有改易者也」^③ということになり、一定の官物・片子などを未進しない限りにおいて、つまりそれを請切りさえすれば、作人見能のばあいも六斗三升五合を自己の取り分とし、引き続き耕作に従事したとおもわれるのである。野田原郷住人沙弥仏蓮の買得相伝の領地における直接耕作者たる下作人藤七、真教房信祐の寄進状にみえる官省符荘の作人了忍、当荘の作人平次郎なども、見能と同様の性格のものと考えられる。仏蓮などが「地主」とよばれたことは、同じ山下住人たる沙弥仏教の寄進状に、作人の名前こそないが、「地主沙弥仏教白敬（花押）」と記されていることから明らかである。

このように、「地主」が山上僧であれ、山下住人であれ、そのもとに未進懈怠のない限り改易されることのない作人が成長し、しだいに耕作権を確立しつづけたことはきわめて注目すべきことである。農民層のあらたな動向とはまさにこの点にかかわるものであり、それは在家住人らの動向そのものではなく、主としてその系譜を引く山下住人のもとに、主要な直接耕作農民としての小百姓層が台頭してきたことであった。

ただ、注意しておかなければならないのは、「地主」と請作関係に結ばれる作人は、必ずしも小百姓層を中心とする農民だけに限らないということである。山上僧が「地主」であるばあい、最初に指摘した第二のような、山下住人の作職留保の加地子得分権の売買にみるような地主・作関係のみならず、相対的に「地主」が優位な関係の下において、山下住人が作人としてあらわれることもありえたのである。とりわけ高野山領では山上僧が早くから「地主」として進出していたため、実際の耕作においては、やはり早期に山下住人クラスとの間の請作関係の成立をみたと思われる。事実すでに長寛二年（一一六四）には、紀円正なるものが田地耕作請文を出しているのである。^④

しかしながら、問題は山下任人などもかかる請作関係のもとで作人たりうるところにあるのではなく、この時代になるとまさに山下任人のもとに弱小な直接耕作農民が作人として台頭してきたことにある。友守（西忍）の下における作人の見能、沙弥仏蓮の下における下作人藤七などがこれである。かかる作人層の台頭を、ここでは小百姓層を中心とする農民層のあらたな動向とよんでいるのであり、この点、再度確認しておくおもう。

もとよりそれは平易な道ではなかったが、同様のことは、たとえば家父長制的支配隷屬下にあった下人・所従などさえもが、しだいに個別小経営を成立させる傾向を示していたことからいえる。すなわち、高野山領荘園制下においても、麻生津荘で嘉暦三年（一三二六）に「作人九郎太郎下司之」^④とあり、南部荘では建武元年（一三三四）に「菘斗六升根来寺禪道房ノ」^⑤とみえる。また当荘でも時代はやや下るが、応永十三年に（一四〇六）「修禪院下人」^⑥「大光明院ノ下人」^⑦などとして「間未進」^⑧とみえる。このように、下人がともかくも作人として、田畠に対する耕作主体として明記されるに至ったことは、決して軽視されるべきではない。

しかしながら、この問題を考える際に注意しておかなければならないことは、これら家父長制的支配・隷屬関係に結ばれた下人・所従のばあい、特定個人に人身的に隷屬することにより、容易に自立した存在たりえなかったことである。たとえば「荒川庄字長田式段、并下人一人字童子妻奉去道円房畢」という去文がある。^⑨このばあい、下人は田地とともに譲渡の対象となり、裏書で「於下人童子女者、不及寄進、可留本所也」とあることからすれば、寄進の対象でもあったのである。また悪党法心が沙汰人心淨の非法を訴えたとき、「此外細々具足、并所従等資材雖多之、不違注進」といっており、ここでは所従は自らの住居は持ちながらも、^⑩法心の資材として数えられている。こうして下人・所従のばあい、資材として数えられ、売買・寄進・譲渡などの対象とされるといふ特定個人に人格的に隷屬した存在であったところに、その本質的な性格があったようにおもわれる。^⑪

そしてこのことが、かかる下人・所従の個別小経営の形成を絶えず制約してきたことは、つぎにみる天授四年（一三七八）

の竹岡有證の売券^④からも明らかである。

(前略)右件ノ田者、本ハ西林ノヒヤウフカシリヤウナリトイエトモ、カノヒヤウフハ竹岡ノヒヤウコ有証カサウテムノ下人タルニヨ
(依) (所) (在) (選) (領) (内) (追) (失)
ムテ、カノヒヤウフシヨソムニチカウトキ、リヨウナイヲイウシナイヲワムヌ、シカルトキ、カレカ田島シリヤウコトノクトリ
アケヲワムヌ、(以下略)

ここではまず、竹岡有證相伝の下人である兵部が、田島私領を保有することにより、ともかくも小経営を形成・維持してきたことを評価しなければならぬだろう。しかしより注意すべきは、たんに「所存に違ふ」という理由によって、有證のため領内追却、田島私領没収をなされていることである。このように下人・所従などのばあいは、農奴主の恣意にまかせて断罪されうる人格であったところに、「百姓」のばあいにくらべて、その小経営自立の相対的な困難性をみなければならないであろう。

ところで同様のことは、小百姓らの小経営の自立・安定化、耕作権の確立についても、もとより無視しえない。農奴的農民のように直接的な人格的支配・隷属関係を伴わないとはいえ、彼らも決して隷属の契機を免れるものではなかったのである。たとえば隣莊柄淵莊における下司・公文らの非例・非法によれば、十五世紀に入ってもなお、「百姓」さえもが下部にされる可能性があったことを示している。しかも下部にしたものの父や祖父がかって持っていて、すでに他人の手に渡っている下地さえも取りあげようとしているのである。^⑤とはいえ、下司・公文らは「百姓等」の抵抗により、結局はそれを貫徹しえなかったこともまた事実である。

こうして十三世紀の中末期以降、在地の農民層の基本的な動向としては、たえず隷属の契機を内包しながらも、やはり小百姓層の台頭を基底においた小経営自立化の過程としておさえられなければならないであろう。高野山の支配が当荘でともかくも確立した「供料相折帳」の段階には、すでにかかる小百姓層を中心とする作人層の台頭が着実に展開しはじめていたのである。このことが莊園領主高野山にとって、あるいは在地においてもいかなる問題を提起することになるか、

五ページ参照。

③三三七三九号

④七一五六六号、五一九八八号

⑤七一五六五号

③黒田俊雄「中世の身分制と卑賤觀念—研究視角のための概観的考察

—」(『部落問題研究』第三三輯)、三六ページ

⑦三一五六六号

⑧四一六七号

二 御影堂陀羅尼田寄進の意味

当荘の十三世紀半以降の時期における特徴的な歴史現象として、いわゆる御影堂陀羅尼田に寄進が集中したことがあげられる。史料的には表Iにみるように、文永二年(一二六五)が初見であり、「諸供領臈次番付書」^①によれば、三八三臈にまで配分されていて、それがほぼ寄進年代順に配分されていることからすれば、およそ十四世紀の中頃まで続いたと考えられる。しかも当荘においては、この期間の前後には全くみられないのである。同じことは若干の时期的なずれはあるが、紀ノ川流域を中心とした高野山の直接支配のおよんだ諸荘に、共通してみられるところである。

いったい高野山は陀羅尼田寄進を通じて何を把握しようとしたのであろうか、あるいはまた主としてこの時期にのみ寄進が集中したことは何を意味するのであろうか。

いうまでもなく、御影堂は弘法大師の御影を安置した、いわば高野山の信仰の中心ともいうべきものであった。そしてその信仰を背景に、支配の側面においても利用されたことは、「此置文已下切符等認二通、一通者納御影堂、一通者入月預箱、毎年勘録之時可有被露」^②とされていることなどからも伺えるのである。しかしながら、たんなる一般的な信仰の問題としては、鎌倉中末々南北朝期という時期に集中してくる意味は明らかにしえないであろう。

ところで、この陀羅尼田寄進の問題に関しては、すでに鈴木木国弘氏が高野山を「宗教領主」としてとらえる観点から論及している^③。なかなか興味深い指摘もあるが、しかし高野山の支配体制を基本的にどうとらえるか、あるいはその変遷過程で陀羅尼田寄進の問題をどう位置づけようのかという観点からすれば、残念ながらいくつかの点で問題を感じざるをえ

嘉應3 (1328).12. 8	2— 35	字 豊 田	1反	大寺 信 祐	215	作人平次郎
建武元 (1334).12.	3— 547	近邊村字楠田	1反	沙弥 仏 蓮	289	下作人藤七
建武2 (1335).10. 21	2— 90	上村字広田	田地 60歩	阿闍梨 宗助	290	作人深次郎
々	.12. 21	字 木 田 墓	1反60歩	入寺 昌 実	292	当人栗山傳円
		黒川村黄谷□五	1反定田4斗、夜2斗	智 円 房	109	作人末長黒川住人、当人源三郎
		寺前	1反	尼 公 持 蓮	117	当人源三郎
		十三坪慈喜田	水田 160歩	仙 達 房	171	当人小行非黒川住人、随仏回
		野田原村智信房垣内	180歩	兼 覚 房	172	当人松
		狐 島	田地 1反300歩	願俊房阿闍梨	213	
		上野村字水分	(1反)	覚 照 房	214	
		新庄内平原藤谷	1反40歩	志 蓮 房	248	248～288歳まで41人は除くべし、とあり。
		□ □ 井	1反小	文 教 房	333	当人上野又三郎
		字 正 興 田	田 2反100歩内1反	深 真 房	334	当人平原平内
		字 大 島			383	毎年可有毛見
		字 上 村				

【註】寄進内容で()を付けたものは、嘉元4年(1306)5月にすでに帳面にみえないもの、もしくは当初陀羅尼田に寄進されたものではな
いなど、不審の坪々である。
寄進総面積 3町5反340歩余
一) 不届等坪々 6反300歩
差引き 2町9反 40歩余

ない。それゆえ、ここではまず鈴木氏の所論を右の観点との関連のみこしぼって簡単に紹介し、それに対する問題点を指摘する中で、いさちかなりとも課題にせまっていきたいと考へよう。

鈴木氏はまず寄進状の残存状況から、①ほぼ全期にわたって寄進状のある官省符荘、②鎌倉中期～南北朝初期に集中する荒川・神野・真国荘、③鎌倉末～南北朝末期に及ぶ志富田・名手・近木荘という三つの類型にわけ、とりわけいずれも河南に位置した②型荘園に注目した。すなわち、②型における荘園が河南にあることは、いずれも「御手印縁起」の四至内に入っていたことであり、このことは各院坊の支配下にあった②型荘園が、「高野の旧領」の論理によって「御影堂」の支配(領知)下にも組み込まれていったことを意味し、陀羅尼料田の寄進とは、各荘園がそれを媒介として、全一的に「御影堂」による支配の一環にとり入れられたことの徴憑であったとする。この御影堂所領は、氏によると各荘園の枠をこえた高野山領そのものの連携性をもつ点から、いわゆる「分田」支配と極めて親しい原理上の共通点をもっていた。そして

かかる御影堂所領の集積（陀羅尼料田寄進）の過程が各院坊による具体的な荘園支配にいかなる規定性を与えたかという点、隅田荘の分田支配を援用しつつ、各院坊の志向する本名（旧名）体制を基礎とする在地支配とは全く逆に、脇名の支配・掌握の方向を独自に志向し、本名（旧名）体制の解体を促進する役割を果たしたというのである。

鈴木氏の論旨はもとよりこれにとどまるものではないが、以上の要約した部分のうちに、すでにいくつかの基本的な疑問を感じるのである。

第一に、鈴木氏によれば、御影堂の支配（陀羅尼料田寄進）は高野諸衆の経済を確保すべく、脇名の支配に掌握にむかったものだとする点である。脇名の支配となるとそれは年貢得分の支配になるが、しかし御影堂への寄進はそうではなく、明らかに加地子得分の集積であった。

たとえば、前章でみた「片子日記」の「字藤木本百八十歩」のばあい、年貢納入の責任をも負ったいわば「地主職」ともいうべきものが寄進されている。そのため二〇八藪に配分された際、官物米二斗八升と合わせ納められてはいるが、それ以前からの伝領の性格からしても、実質的な寄進内容は片子米であったと考えられる。この点阿闍梨有算の寄進状ではより明確である。④^④そこでは当主人孫五郎が請文を出しているが、その内容は毎年片子六斗を懈怠なく納めるということであった。孫五郎が請負い、有算が寄進したものは、まさしく片子に加地子得分だったのである。

第二に、鈴木氏は②型荘園は寄進にともない、各院坊の荘園且つ御影堂領となったというが、右の点からすれば、そもそも御影堂領（公田に公事地支配の体制としての領）なるものは存在しない。かりに所領としてその面積を数えてみても、荒川荘のばあい、建長の相折帳にみられる総面積一〇一町七反余に対し、表一によるとわずかに三町ほどが散在しているにすぎない。それゆえ、寄進を媒介にして、各荘園が全一的に「御影堂」による支配の一環にくみ入れられたとはいえないであろう。要するに陀羅尼料田支配は、高野山の支配体制からすれば加地子得分の集積にすぎず、あくまで副次的なものだったと考えられる。

第三に、いわゆる「分田支配」を脇名との関連でとらえようとするのはそれなりに妥当であるが、以上の指摘からして、これを御影堂の支配と直接結びつけることはできないし、また鈴木氏のいう「本名(旧名)体制」と私見による「分田支配」とは何ら対立的なものではない。それはいずれも年貢得分の収奪体制、つまりは公田・公事地支配のあり方にかかわる問題であった。

以上のような陀羅尼田寄進の問題をめぐる混乱は、結局は高野山の基本的な支配体制と「分田支配」との理解にかかわるものと考えられる。この点、のちにあらためて取りあげるので、ここでは簡単にみておきたい。

まず高野山の支配の根幹は、いまも述べたように、公田・公事地における年貢得分の把握にある。当荘においては、いうまでもなくいわゆる長寛の在家田畠支配を出発としている。この当時の支配体制をあらわす概念として、「本名(旧名)体制」とするのは、それが意図している内容自体については一般的に誤りではないが、すでに明らかにされているように高野山の直接支配の及んだ諸荘では名体制がとられていない。ここでは土地の支配という点ではいささか熟さない言い方ではあるが、一応「在家(免家)支配」としてとらえたいとおもう。それがたとえ在家役という側面でのみ把握されたものだとしても、高野山の独自の支配が第一歩をふみ出した長寛では、当荘の農民はほとんどすべて、在家としてとらえられていたのである。また直接支配諸荘ではほぼ在家(免家)が認められ、しかも鎌倉期までは一般的増加の傾向を示すとともに、高野山が直接に在家(免家)を支配していたという^⑤。それゆえ、「在家(免家)支配」として、一応は一般化することも許されるのではなからうか。

一方「分田支配」についていえば、わたしはこれを同じ公田・公事地支配の体制であるが、諸荘で大検注が行なわれ、それがもっとも典型的にあらわれる、主として応永期以降の再編成された支配体制としてとらえたいとおもう。そしてこのように考えると、高野山による陀羅尼田寄進という形での加地子得分の集積は、要するに、「在家(免家)支配」の下における年貢得分把握が前章にみた小百姓層の台頭に伴って動搖をきたしながら、なおかつ、「分田支配」の成立をみな

い過渡期においてあらわれた現象であったと位置づけることができるであろう。

ところで、この時期にかかる陀羅尼田への寄進が集中したことについては、当然つぎのような理解が出てくるであろう。すなわち、在地の変動にともない、地主層（高野山のばあいほとんどに山上僧が多数を占める）がこれまで通り片子（加地子得分）を取を行ないえない状況になったため、それを御影堂陀羅尼田へ寄進することによって集団的に保障しようとしたのではないか、ということである。表Ⅰにみるように、寄進者の大半が山上僧であり、彼らはまた薦次による陀羅尼田の被配分者でもある以上、確かにそのような側面を無視しえない。ただ寄進者が山下住人のばあいはそのような配分を受けないため、一方的な寄進にとどまることになるが、それは御影堂への寄進によって父祖の菩提を訪うなど、一般的な寄進と考えてよからう。

そしてこの点に関連して注意すべきは、後の「分田支配」との関係である。すでに指摘したように、年貢得分にかかわる「分田支配」を、加地子得分の集積である陀羅尼田寄進と直接に結びつけるのは誤りである。しかしここでいいたたいのは、「分田支配」（もしくは大検注）においてとらえられた「地主」との関係である。

すなわち、当荘における応永二十年（一四二三）の「大検注帳」・「公事銭分田支配帳」に記載された「地主」のうち、「タラニ田」が「地主」としてあらわれたものを合計すると、三三筆、三町一七〇歩となる^⑥。つまり、これは表Ⅰで陀羅尼田寄進分として確実な二町九反四〇歩プラスα（二筆分、一〇二反ほど）とほぼ等しいのである。しかも、表Ⅰにみる陀羅尼田寄進分と地主「タラニ田」の各筆を比較してみると、面積・所在地において全く等しいものが、薦次でいつて3・5・27・189・215の五筆が確認しうる。もし一世紀ほどの期間の差から、面積の若干の変動、あるいは地字名の呼称の変化などを考慮するとすれば、さらに十筆ほどを加えることも可能である。

そしてこれとほぼ同様のことは、たとえば志富田荘でも検証しうるのである。表Ⅱによれば、志富田荘の陀羅尼田寄進分は七反二〇歩、長享三年（一四九八）の「坪合検田帳」^⑦にみえる「地主」としての「タラニ田」分は、十三筆、八反二八

表Ⅱ 志富田荘御影堂陀羅尼田寄進状況

年 月 日	文書番号	所 在 地	寄 進 内 容	寄 進 者	應 次	備 考
貞和2 (1346). 8. 15	2—176	字ミクルウ	水田1反定田4斗3升	預 仙 順	343	作人宮松
貞和4 (1348). 3. 15	2—139	字 寺 田	1反定田3斗麦2斗	大法師 顯算	348	〃 菜山の源四郎
正平6 (1351). 10. 晦	2—188	字丹生神田	240歩定田米3斗麦2斗	沙弥 淨 覚	358	当作人孫次郎殿、寄進者は三谷郷庄
文中元 (1372). 9. 10	2—45, 49	字里神東	1反定田3斗5升	尼坂上妙仏	390	〃 牛環の孫三郎
永和3 (1377). 3. 21	2—170	字奥畑内、字山田	260歩并干3斗定	阿彌梨 行慶	394	作人善仏
〔註〕	寄進総面積1町	20歩	水田1反定田5斗	生 松 女	246	左衛門次郎俊成田島
	一) 除く田畠	3反	田(2反)	尼 覚 真 覚	279	248～288疔まで41人は除くべし、とあり
		杉 袋 尻	島(2反)	沙弥 蓮	359	当作人菜山の明運
		菜山南口	240歩定田米3斗麦2斗		369	作人左衛門五郎殿
		字一屋前又者井田	1反			

○歩であった。「諸供領藤次番付書」は四百十疔までで切れているが、それ以降も寄進があったとも考えられ、大差はないのである。

こうして、もし陀羅尼田へ寄進された加地子得分が、のちの「分田支配」における地主「タラニ田」にほぼ相当するものと仮定して大過ないとすれば、「分田支配」とはその一つの側面として、加地子得分をも保障する体制として、成立したともいえるのである。そしてその限りで、陀羅尼田寄進に「分田支配」との関係を見ることは、決して不当ではないのである。

このようにみてくると、十三世紀中期以降にとくに顕著になる陀羅尼田への寄進は、つぎのような意味をもつものとして位置づけることが可能であろう。それはまず、寄進をなすということ自体は、農民の側に年貢の他に加地子得分をも担いうるだけの剰余が生じてきたことを意味する。その上で、寄進主体が主として山上僧であり、かつ彼らが陀羅尼料田の被配分者でもあることは、たんなる寄進一般以上の意味をみる必要があることとなる。

すなわち、在地構造の変動が、高野山あるいは高野諸衆による年貢得分、加地子得分の収奪を共に困難なものとした。にもかかわらず、当荘で正平十六年（一二三六）に「而今供燈料有名無実之間、法談之席難相続、依無承仕、御堂開閉難儀也^⑩」といわれているように、いまだ公田に公事地のあらたな支配体制を生み出しえない。それはたんに高野山側のみの問題としてではなく、在地における小百姓層の台頭をみながらも、作人層を押し並べて年貢納入責任者として把握するには、いまだその成長が不十分なことにも起因するであろう。かかる歴史的な段階において、高野山が御影堂陀羅尼田への寄進という形をとって、少なくとも加地子得分のみは確保しようとしたものとしてとらえることはできないであろうか。それゆえ、陀羅尼田への寄進の集中は、高野山支配の進行、ましてや「御影堂」による諸荘の全一的な支配を意味するものではなく、「在家（免家）支配」から「分田支配」への過渡期においてあらわれた、むしろ危機的な事態を示すものであったとさえ、考えられるのである。

- ① 八一一九三〇号
- ② 五一八五八号
- ③ 「宗教領主（高野山）変質史の側面―いわゆる『陀羅尼田寄進状』の分析―」（『中世史研究』三・四合併号）
- ④ 二一五五号、二二二八・八一・一五七・一七〇号、あるいは三三三三三号など、片子と明記するものも多い。
- ⑤ 藤井昭「紀州高野山領における免家と村落」（『史学研究』六七号）
- ⑥ たとえば、福田豊彦「在家」の変質について」（前掲、四〇ページ）
- ⑦ 勸学院文書。本文書は、いずれも和多昭夫氏の格別のご配慮により、入手したものである。
- ⑧ 「大檢注帳」にあらわれた「タラニ田」の分は、すべて「公事錢分田支配帳」に含まれるので、これは後者の合計である。ただし、栄仙作の黒川木谷口にある「下田百二十歩」は、「大檢注帳」では一筆しかないにもかかわらず、「本庄公文」と「衆分三十人供」とに「分田」されている。つまり誤って二重に「分田」されたと考えられるので、二〇歩を合計から除いた。なお彦二郎（颯）作の「上村前田二百歩」も同様の疑いはあるが、「大檢注帳」がなく確認しえないので、二筆とも含めて考えた。
- ⑨ 御影堂文書。本文書では、田中稔氏、およびとくに熱田公氏のお世話になった。
- ⑩ 六一一三三八号

三 荒川の悪党

さて、この時期の荒川荘において、陀羅尼田寄進とともに今一つ注目されるのは、いわゆる悪党の問題である。当荘住人源弥四郎為時(法心)らを中心に、弘安年間頃から展開されたものであり、史料的には結末こそ詳かにしえないが、ほぼ十年近くにわたってその行状を知ることができる。

これらに関してはずでに服部謙太郎、今井林太郎、佐藤和彦らの諸氏による研究があり、事実経過についていえば、一応尽くされた感もある。しかしながら、悪党一般の評価もさることながら、とりわけそれを荒川荘の歴史の中でどう位置づけるかという点になると、いささか見解を異にせざるをえない。これをいま悪党の評価について言及している服部、佐藤両氏についてみると、つぎのごとくである。

すなわち、服部氏は鎌倉末から南北朝期を、地頭領主制の崩壊から守護領国制の成立の時点であり、封建社会の本格的成立の過程であるとする。その際その推進力となったものは地侍などの土着領主層であり、氏によれば悪党とはかかる地侍層の特殊な存在形態の一つであった。そして結論的に、悪党は荘園体制への反逆者であると同時に鎌倉幕府体制下における異端者であり、旧秩序に対する積極的な反抗者として評価されているのである。

つぎに佐藤氏のばあいは、在地領主の悪党行動は新しい体制を創造するための試行錯誤の行動表現ではなかったかとし、「悪党組織の拡大と深化は地頭領主制から、『国人領主制』への領主制展開における領主制の拡大と深化とに照応するもの」であった。④そしてそれが支配体制を動揺させ変革せんとするものであったがために、体制側から悪なる呼称で表現されたのだというのである。ここでは農民との関係における限界性も一応は指摘されるが、結局のところ、在地領主制の展開は成長・独立しつつある農民を基盤としており、その悪党行動の中には、「彼らをも含めて直接生産者までを頑強に支配せんとしていた支配体制を崩壊させてゆく可能性」のあったことが強調されているといえよう。⑤

要するに両氏のばあい、悪党なるものが在地領主制の展開過程に、つまり服部氏では地頭領主制から守護領国制への、佐藤氏では同じく國人領主制への展開過程に、積極的に位置づけられているのである。悪党のこのような位置づけに対しては、いささか疑問を感じざるをえないが、実はかかる悪党理解こそがこれまでのいわば主流的な見解であった。

いわゆる「悪党」の歴史的評価に関しては、これを荘園体制に反抗し、地域的な封建制を下から形成しようとする発見的な動きとしてとらえるか、あるいは鎌倉末期社会の構造的矛盾が生み出す社会的頹廢現象としてとらえるか、少なくとも悪党の本質をどうとらえるかという点では、明瞭な対立を示してきた^⑥。そしてこの評価の対立が、一九五〇年前後の松本新八郎、石母田正両氏の所説に基礎をおくとするのが、今日ほぼ共通した理解になってきたかのようにおもわれる^⑦。しかしこの問題はそう単純にはわりきれず、前者の説が在地領主制の積極的な評価を特色としてしているとすれば、むしろ後者以上に石母田氏の所説とのかかわりを無視しえないのではなからうか。つまり石母田氏の悪党論が氏自身の悪党に関する結論とは別個に、いわゆる氏の「領主制理論」との密接なかかわりのもとに、容易に前者の説につながってゆく論理を当初から内包していたと考えられることである。

この点についての今少し立ち入った考察は別の機会に譲りたいが、先にみた服部・佐藤両氏の荒川の悪党の位置づけに限っていえば、つぎの点が問題であろう。すなわち、この時期の主要な矛盾が、荘園領主・幕府勢力と在地領主層との間にあったのかどうか、それゆえ高野山領荘園制下の農民層の成長も、これら在地領主層の高野山支配への闘いにまつところが大きかったのかどうか、総じて荒川荘の農民にとって悪党とは何であったか、ということである。以上のことを最初に述べておいて、以下悪党問題について具体的にみていきたい。

さて、荒川の悪党事件は、正応四年（一二九二）九月に法心（為時）の訴状が出されて以降とそれ以前と、大きく二つの時期に分けて考えることができる。

まず弥四郎為時の悪党行動がはじまるのはおそらく弘安年間のことと、白昼路次にて田仲荘預所図書助の甥左近太郎定

氏を殺害したため、六波羅に召誠められ、高橋六郎長任に預けられるということがあった^⑤。ところが赦免を蒙らないままにひそかに荒川荘に逃げ帰り、のみならず和泉国麻生荘に討ち入り、能忠法眼以下十余人の輩を殺害するという刃傷狼藉をはたらいたのである^⑥。このため弘安八年（一二八五）二月には関東御教書に任せて子細を糺明すべき旨、湯浅淨智の状が出されるが、十一月には為時らはさらに当荘上田村において弥九郎光綱をも殺害した。ところがこの光綱自身がそれ以前に実房・為房兄弟を殺害していたこともあって、高野山は翌十二月、為時・光綱の所領を共に没収し、御影堂陀羅尼田をはじめ、検校・預所・荘官その他に配分したのである^⑦。翌年二月には荒川荘沙汰人に宛てて、早く為時らを追捕するよう命じたが、為時は隣郷吉仲荘にのがれたため、これをとらえることはできなかった^⑧。

為時と殺害された左近太郎定氏、能忠法眼、弥九郎光綱などとの具体的な関係は残念ながら明らかにしえない。しかしながら、たとえば光綱にみるように、その行動、没官田の内容からいえば、いずれにしても為時と同じ階層に属するもの同士の領主化をめざす抗争・軋轢の一環としてあらわれた事件ではあった。ただ為時のばあい、「荒川庄殺害人」としてのたんなる彼ら相互の抗争にとどまらず、高野山あるいは百姓に対する違乱がいくつかみえて、悪党への傾斜を見逃すわけにはいかない。すなわち、為時の起請文によると、高野山に対しては山上の召に従わず敵対をなし、寺僧房への狼藉や陀羅尼田の違乱など、百姓に対してはその私宅への狼藉、牛馬の野取、耕作時の牛馬の押取りや百姓の使役、あるいは市津や路次での押買などを指摘しうるのである^⑨。

とはいえ、弘安九年（一二八六）十月の十二カ条にわたるこの起請文で事件は小康をえ、正応三年（一二九〇）には、源八義賢・成妙・如願房・弥四郎・尼真阿のそれぞれの起請文^⑩、あるいは諸人の請文などがみられるなど、事件は一応落着いたかにみえた。しかし一方では高野山は黒河六郎入道父子らを盗犯・悪行のため荘内を追放しているし、為時らの間でも高野山の圧力で大貳房を義絶せざるをえない状況が生まれていた^⑪。ただともかくもこの段階までは、為時も一応は高野山への恭順の意を示していたと考えられる。

ってこれを追捕・鎮圧しようとはかった。すなわち、正応四年（一二九一）七月二十六日の夜、高野山の住侶をはじめ、荒川荘沙汰人三毛六郎入道心浄を中心に、下司寂俊、七郎左衛門尉、加賀七郎その他郎従等を含めて数百人が甲冑をつけ、弓箭を帯して、為時（法心）の住宅に押し寄せたのである。そして日吉神物以下の資財物等を攫取り、堂舎仏像以下三十余字の人屋を焼払ったというのである。^① 同じ二十六日には高野山ははじめて悪党の交名注文を作成し、翌日には重犯の輩を注文の旨に任せて召進むべきことを、荘官らに命じている。^② そして九月八日には、ついに高野寺西麓で法心（為時）を待ちうけて殺害せんとはかったようである。所従十郎入道、三郎男の二人が殺され、法心自身はわずかにのがれて死を免れたという。^③

こうして高野山は悪党らに対して殿しい実力行使を敢行したのであるが、その先頭に立ったのが、当荘沙汰人三毛心浄であった。心浄が建久四年（一二九三）に所領名田畠を没収され、荘内を追却された盛景、および文応元年（一二六〇）に再び公文職を回復した大伴盛時（三毛兵衛）の系譜を引き、御家人として山門領三毛荘の地頭も兼ねていたことなどは、すでに今井氏の指摘するところである。^④ この心浄らは、公文職（心浄自身は沙汰人とされている）にありながら三毛荘にいたらしい。それは高野山の評定の中に「公文可在庄、若自身難叶者、如身子息親類等可任庄事」とあること、あるいは心浄と小倉荘（この荘内に上下三毛あり、『莊園志料』）とのかかわりを法心が示唆していることなどから、おそらく間違いないであろう。このように心浄は荒川荘外にいなながらも、盛時の公文職回復の後を受けて、高野山の一応は忠実な荘官として着々と当荘内への勢力拡大をはかっていたと考えられる。

かくして当荘内にすでに一定の基盤を確立し、領主化を志向していた法心との対立はおそらく避けえなかったものであろう。この後法心の非難は、もっぱら心浄へと向けられることになった。この意味で、悪党事件はあくまでもその一つの側面としてであるが、在地領主制展開過程における在地武士団相互の抗争という性格を、確かに持つものではあった。

なお、今井氏は下司については明確には触れていないが、法心の訴状にみえる下司寂俊は平野氏であり、この当時す

に平野氏が下司職に補任されていたことが明らかである。^②

ところで、実はこの九月を期して悪党事件は新たな様相のもとに展開しはじめることになる。すなわち、六波羅、朝廷、山門、東寺などをまき込んで、すぐれて政治的な色彩をおびることになったのである。

まず高野山からは、一連の武力鎮圧の方針をとるとともに、金剛峯寺衆徒らによって、詳細な交名注文を副え、悪党らの追捕が行なわれるよう六波羅に訴状が出された。^③しかし問題は、同じ九月に法心（為時）が山門末寺高野寺の寺僧としてあらわれ、三通の注文を副えて金剛峯寺検校律師はじめ、沙汰人心浄らの放火、殺害、追捕の狼藉を訴えるに及んだことである。^④高野山、心浄らの武力行使に対抗するために、あるいはまた自らの行動を正当化するためにも高野山領荘園制下においてその支配に直接くみ込まれることなく、山門末寺として存続してきた高野寺は、法心にとってまさに絶好の拠りどころであった。この法心の訴えは叡山に取りあげられ、実印僧都、寛円僧正を経て、九月二十七日には事態を究明すべき旨、座主慈助法親王の令旨が出された。^⑤そして翌十月十八日にはついに伏見天皇の綸旨が下され、ここに朝廷をまき込むことになったのである。

これよりさき、十月に入って間もなく、高野山の訴状を受けた六波羅は、荒川・名手両荘悪党を尋沙汰すべき旨の御教書を守護代官高橋三郎入道に下し、^⑥高橋からさらに現地の守護代菱田唯心に伝えられた。^⑦この六波羅の下知は、この後高野山の訴えの重要な拠りどころとなったのである。つづいて名手荘々官らも義方・家基らが寺家の御免を蒙らず庄家を経廻すれば誅罰を加うべき旨の請文を出しており、^⑧高野山にとって一応は満足すべき事態を迎えつつあるかにみえた。

ところが同じ頃、さきの綸旨が東寺長者に伝えられ、長者から高野山検校に弁明が要請されたのである。^⑨さらに十一月には六波羅さえもが、十月の下知とは逆に座主宮令旨を受けて、三毛心浄らの法心住宅放火・殺害などの件につき究明すべきことを石垣太郎左衛門尉宗明に下知した。^⑩この宗明は湯浅の一族であるが、法心の語いをえて画策するところがあったようである。^⑪一方で上御使湯浅浄智が法心追捕にかかわっているから、六波羅をはじめ武家方の悪党追捕も、きわ

めて矛盾の多いものであった。このことは現地の守護代菱田唯心も同様で、六波羅の悪党追捕の下知も唯心の緩怠のため、吉仲荘から帰入した法心らが再び種々の狼藉をはたらいたという^⑭。

こうして法心の訴状を契機に、事態は高野山の全く予想しない形で展開することになった。そのため高野山は十一月にとりあえず為時(法心)が高野寺々僧と主張しているのは虚誕であることをはじめとする陳状を出した^⑮。さらに同十二日には心浄らをして法心の母の住屋に討ち入らせ、資財物等を奪うとともに、下人秋広・吉守らを捕えたのである^⑯。そして翌年二月には、あらたに法心は寺僧ではない旨の高野寺の証状、下人秋広・吉守らの白状などを添えて再度訴訟に及んだのであった^⑰。

しかしながら、悪党追捕の実は容易にはあがらなかったようである。確かに法心申状では心浄、金剛峯寺僧侶の悪行は国においては糺明しがたいとし、その理由として交名人のうち願俊は守護代唯心の聳田井次郎の師匠であること、上御使浄智の甥本観、従父兄弟大輔阿闍梨が金剛峯寺住侶であることなどをあげていて、高野山の有利な状勢をあらわすかにみえる。ところが守護代唯心にしても、法心の主張する縁故関係や、高橋三郎入道の再三の下知にもかかわらず、必ずしも悪党追捕に積極的ではなかった。しかも正応五年(一二九二)三月に吉仲荘平次郎・平九郎の陳状^⑱が出されるや、唯心は何とこれの仲介をつとめてさえいるのである^⑲。

平次郎らによれば、秋広・吉守の白状で荒川の悪党に与したといっているが、いわれないことだとし、兩人白状に相違あることをつき、さらに検断のばあいはたとえ白状があっても、贓物がなければ沙汰の限りでないはずだと主張している^⑳。そしてこの陳状は武家方で許容したようで、高野山年預の守護所宛書状では、「一寺失面目候了」といっている^㉑。高野山は同書状で、彼らは非御家人なのだから、白状に任せて早急に召取られるよう訴え、さらに、六月にも訴状を提出している^㉒。こうしてみると悪党追捕がなかなか容易でなかったことをおもわせるのである。

残念ながら、これ以降は悪党問題に関して直接言及した史料をみない。ためにいかなる結末をもって終ったかは明らか

にしえないが、正和三年（一三二四）に法心の没収田東山垣内について三毛心浄と高野山とが相論を行なっている^⑩。これからすれば、悪党事件は為時（法心）の没落をもって終ったとおもわれる。ただ注意すべきは、かつては高野山とともに法心の弾圧にむかった心浄が高野山と対立していることで、在地領主層と莊園領主高野山との対立・抗争が姿こそかわれ、たえず再生産されて展開しているといわねばならない。

しかしこのことから直ちに、悪党あるいは在地領主層の莊園領主支配に対する闘争が、この時期の主要な歴史過程として位置づけうるものであろうか。この問題は、当荘における悪党の行動が農民にとって何であったか、という観点から考えることが必要である。

すなわち、為時（法心）の行動が光綱の殺害、心浄との抗争にみられるように、在地武士団相互の争いとその軋轢という側面を持つと同時に、悪党としての主要な側面は農民との関係において顕著である。百姓私宅の狼藉、牛馬の野取、耕作時の呼仕、野放秣刈、市津・路次での押買など、当時の地頭をはじめとする在地領主層一般にみられる悪行もさることながら、とりわけ正応三年八月からはじまった百姓住宅四十余宇の焼失、人物・牛馬の殺害は、悪党と農民層の決定的な対立を惹起したであろう。しかもその百姓住宅焼打ちの理由として、周知のことながら、秋広の白状によれば、野田原の五郎大夫の家は、左衛門太郎が五郎大夫に馬代を責められたため、これを怒って焼き払ったという。同じく吉守の白状によると、大式房が当荘で悪行をはたらいたため寺家より譴責を受けたが、これに対して為時は自分はこのようなことがあった時は百姓の家を焼いて寺家への意趣をはらしたといい、結局この時もそれを理由に百姓の住宅を焼き払ったのである^⑪。かかる理不尽な悪党の行動は、たんに莊園領主支配に対決すべき悪党の限界性というだけではなく、彼ら悪党層のいわゆる封建領主化なるものもつ過酷な本質をあらわに示すものであった。彼らの領主化の進行は、農民たちにとっていったい如何なる意味で、積極的な役割をになうものとして評価しうるのであろうか。

佐藤氏によれば、「殿原衆が用水管理の権利を握り、免家役免除の特権を利用して在地領主化していく時、彼等が、奴

隷制的な免家支配に反対する耕作農民の要望になって、高野山に対立する位置にあったことは明らかである。(中略) 高野山支配に対立する彼等の行動が支配体制を動揺させた時、それは支配者側より悪党として表現されたのである。」^④ という。つまり悪党の主要構成メンバーが殿原衆であるということから、あたかも為時(法心)らが耕作農民の要望になって高野山支配に対立したがゆえに、支配者側より悪党として弾圧されたかのように評価されているのである。

しかしながら、荒川悪党のかかる位置づけに関しては、率直にいくつかの疑問を感じざるをえない。第一に、悪党が殿原層と同一階層に属するという点で、悪党を殿原一般と同一に論じていることである。いうまでもなく殿原層の大半は悪党化したわけではなく、殿原層がになった積極的な役割をもって、悪党の行動を擁護することはできない。

第二に、荒川荘の在家(免家)の理解にかかわる問題である。すなわち、当荘の在家(免家)は高野山に対する農民の特別な隷属関係を示すものではなく、一般農民の存在形態であることはすでに第一章でみたとおりである。それゆえ、これをつ過酷さ、ましてや悪党の農民に対する理不尽な所行を免罪することはできないであろう。

第三に、今の点は階級矛盾の理解にもかかわるが、佐藤氏は在地領主と荘園領主との対立を主要矛盾とするため、荒川悪党の限界性は認めつつも、「彼等の行動のなかに、彼等をも含めて直接生産者までを頑強に支配せんとしていた支配体制を崩壊させていく可能性をも見逃すべきではなからう」ともいっている。しかし悪党はもとより、荘官・殿原層の領主化にしても、それは農民にとっては封建支配のより一層の強化をもたらずものにはすぎなかった。それが牛馬を取り、耕作時に呼ばれ、農奴主経営のもとにくみ込もうとするものである限り、耕作権を確立し、個別小経営の自立・安定化をはかろうとする「百姓等」、とりわけ小百姓層の要求とは真向から対立せざるをえない。それゆえ当荘の農民にとっては、悪党などの領主化の過程に自らの成長の契機を見出しうるどころか、「惣」への結集による闘いの中でその領主化を克服すべきものだったのである。

兵庫關を襲撃した悪党などをはじめ、この時代の悪党が持つ多彩な性格を、農民との関係においてのみ割り切ることは、もとより妥当ではなからう。しかし、少なくとも当荘の悪党は、かかる農民との関係において悪党の一つの典型的なタイプを示すとともに、悪党が持つ過酷な本質をも露わに示すものであった。わたしはかかる荒川悪党を、基本的にはつぎのように位置づけてみたいとおもう。

すなわち、当荘における小百姓層の台頭は在家住人らの分解も進め、その過程で一部では荘官・殿原層の領主化への志向をもたらしした。しかし、それが荘園領主制下であらたな領主制（農奴制的支配）を志向するものである限り、農民の小経営自立化の一層の展開に対しては桎梏とならざるをえない。しかも、かかる領主制一般のもつ農民との矛盾が、当荘でみるように、荘園領主や領主化をめざす在地武士団相互の抗争・軋轢のもとでは、悪党行動としてより増幅されて農民にはねかえってくることになる。そこではもはや農民は悪党に対して何らの幻想も持ちえず、露わな対立関係が激化されざるをえない。それにもかかわらず、彼らの領主化を克服するには、いまだ農民たちの成長・結集が不十分だった段階において、いわゆる悪党の発生も領主制の矛盾の側からだけでなく、農民との関係において理解しうる可能性があるのでなかろうか。それゆえ、惣結合が小百姓層をくみ込んで、階級的結集を確実に強化していった南北朝中期以降にもなれば、もはや一般に悪党を見出すこともなくなったとおもわれるのである。

- ① 「荒河の悪党」(前掲)
- ② 「高野山領紀伊国荒川荘」(前掲)
- ③ 「悪党その時代と評価」(前掲)
- ④⑤⑥ 註③論文、五一ページ
- ⑥ 永原慶二『日本の中世社会』、二四四ページ
- ⑦ たとえば、網野善彦「悪党の評価をめぐって—日本中世研究史の一断面—」(『歴史学研究』三六二号)
- ⑧ 七一五四三・一五六七号
- ⑨ 七一五五九号
- ⑩ 七一五七七号
- ⑪ 二一一二・一五三・一九二号
- ⑫ 四一三八四号
- ⑬ 一四四八号
- ⑭ 一—三六〇号、七一五六三・一五六四号
- ⑮ 七一五四一号、四一一二四号
- ⑯ 二—一五四号

⑬ 五一九五七号、八一七七五・一七七六号

⑭ 七一五五九・一五七〇号、八一七四五号など。

⑮ 註⑬、⑭に同じ。および七一五七二・一五七三号。なお、これまでの悪党構成の理解との主な相違点を指摘すれば、一つは堀尼公の位置づけがある。すなわち、服部・佐藤両氏はこれを為時の母と考えたようで、おそらくそのために服部氏のばあい、為時を堀姓にしているが、為時自身は起請文で源姓をのった以外に、堀姓かどうかは史料的には確認しえない。また佐藤氏のばあいは、下人弥勢太らを法心母儀尼公のものとして、ことから知られるが、いずれにしても堀尼公は尼真阿のことで、大貳房の母たること、起請文その他から明らかである（八一七七六号、七一五六四号、五一七二二・九五七号など）。ただ尼真阿が為時の姉妹か義姉妹かは明らかでないが、夫が堀姓であったため堀尼公とよばれたのではないかと考えて、図のようにしておきたい。

今一つは、今井・佐藤両氏が源八義賢の子息として孫三郎良信をあげていることである。これは悪党の交名注文の一通に（七一五六九号）、

源八義賢為時法師廻

於荒川庄、堂衆得祐成力弥九郎牛馬等、寺領殺生下手下人、

同子息孫三郎良信

荒川放火等下手下人、

とあるのによったものとおもわれる。しかしこれも他の交名注文、高野山の訴状などを参照すると、この義賢と良信との間に、蓮空、行良法師、良継、良光、良胤の記載が欠落していることが明らかになる。ただ良信が孫三郎か弥三郎かは明確にしえないが、下人藤源太吉守の白状の中に「平次郎殿ツカツ、弥三郎殿同庄平九郎殿同庄」とみえるので、ここでは一応弥三郎としておきたい。

⑯ 七一五六五・一五六六号、五一九八八号、刊、二一十三号

⑰ 七一五四二号

⑱ 七一五七五号

⑲ 七一五六五号

⑳ 註⑳論文、九四く六ページ。なお、盛時と心浄との間に、今一人大伴盛氏がみえる（六一三〇一号）。

㉑ 二一五四号

㉒ 七一五七四号。ただし、訴えの内容自体は、そのままには信じがたい。

㉓ 宝寿院文書。文保元年八月十三日、文保二年五月のもの。本文書は、和多昭夫氏のご好意で入手したものである。

㉔ 七一五六七号

㉕ 註㉔に同じ

㉖ 八一七五八号

㉗ 八一七五七・一七五九号

㉘ 八一七六〇号

㉙ 八一七六一号。これは佐藤氏の指摘するように、伏見天皇のものであろう。

㉚ 四一三四七号、七一五六八号。なお高橋を守護代官とするのは、

佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』による。

㉛ 三一七三七号、七一五四四号

㉜ 四一二五号

㉝ 八一七六二号

㉞ 八一七五五号

㉟ 「当国石垣太郎左衛門宗明、受彼法心之語、抑置二箇度御教書、当山不申御請之由申訴訟」（七一五八〇号）とある。なお、『統群書類從』第六輯上にみえる湯浅系図を略記すると、つきのごとくである。



- ④① 七一一五三六・一五四五号
- ④② 七一一五四三号
- ④③ 七一一五七四号
- ④④ 七一一五七九・一五七二・一五七三・一五八〇号
- ④⑤ 七一一五七五号
- ④⑥ 七一一五四四・一五四五号
- ④⑦ 七一一五三七号
- ④⑧ 七一一五五〇号

四 「分田支配」体制の成立

すでにみてきたように、当荘では建長の「供料相折帳」で寺領の最高段階を示しはしたが、小百姓層の台頭に規定された在地構造の変動は、高野山の荘園支配に、あるいは在地諸階層に深刻な影響をもたらしたのであった。御影堂陀羅尼田への寄進の集中や悪党の横行は、それに規定されて当荘であらわれた、具体的な二つの側面であったと考えられる。

加えて、南北朝内乱の進行は、政治的にも旧来の権門体制にみるような秩序を急速につきくづしつづつあった。田中荘との堺相論や悪党為時（法心）との抗争などで企図したごとく、撰関家、平氏政権、そして鎌倉幕府権力などに訴えたようなことでは、もはや問題の解決を期待しえなかった。^{④⑨} 荒川荘の住人かどうかは詳かでないが、守護被官となった岩岡七郎などが当荘で乱暴を働らくなど、守護勢力の侵透もはじまっていた。

もとより、高野山も全く無対応に終止したわけではなかった。近隣の荘官らを募り、荒川荘への発向が行なわれたのは、

④⑧ この点は貞永式目第四条に、「兼又同類事、縦雖賊白状、無贓物者更非沙汰之限」（『中世法制史料集』）とあるのを援用したものとおもわれるが、なかなかしたたかな主張ではある。

④⑨ 五一九五四号

⑤⑩ 御影堂文書。正応五年六月のもの。本文書は大石直正氏のご好意により入手したものである。なお、この訴状中で、高野山は良光らは御家人でありながら武家の御下知に従わないと批難しているが、これは非御家人だから白状だけでも平次郎らを召取れという前述の主張とは矛盾している。

⑤⑪ 二一一六五号

⑤⑫ 註⑬に同じ

⑤⑬ 七一一五七二・一五七三号

⑤⑭ 註⑬論文、四六ページ

あるいはこのような事態に対処しようとしたものであったかもしれない、それは石垣・粉川、そして名手荘の井論にまで及んだのである。ただこの時代の高野山による在地再把握の試みがどのようなものであったかは、具体的に明らかにすることはできないが、それでもたとえば、志富田荘では延元二年（一三三七）に大検注が行なわれ、「年貢田数以下^④交合^⑤」の沙汰も出された。また官省符荘でも同じ延元年中に大検注が行なわれたようで、延元二年には在家支配帳も作成され、これらばかり返し後の時代の根拠とされてもいる。そして当荘でも、諸供料の欠如に対して、とくに新荘大検注を行なおうとはしたようである。とはいえ、十四世紀に出された一連の衆徒・五番衆の一味契状が示すように、この段階では、結局は高野諸衆による荘園支配再編成への決意がくり返し表明されたにとどまったと考えられる。事実、元中元年（一三八四）の「官省符庄年貢契状」では、大検注（おそらくは延元年中の）以後、山成川成等の不作、あるいは山上代官山下作人の私曲などのため下地が失墜し、料足が有名無実となった状況を記しているのである。

しかしながら、この「契状」にはまた、高野山による荘園支配体制再編成への諸原則が詳細に語られている。そしてこの原則のもとに、応永期に入ってから以降、官省符荘、相賀南荘、志富田荘、名手荘、柄淵荘の諸荘において、大検注が施行されたのであった。

当荘のばあいもまさにその一環として、まず応永十四年（一四〇七）六月に「安楽川庄卅人供、近年有名無実」のため、来る十月以前に検注を行なうことが評定された。十月には検使の名前も差定されたのであるが、この時は事情は不明ながら沙汰止みとなった。⑥ 実際には大検注が開始されたのは応永十九年（一四二二）十一月からで、翌年八月には完了しており、現在「安楽河庄大検注帳」（以下「大検注帳」とする）四帖のうち、島田、山郷（近遠・禅田・黒河・野田原・佐那木谷）分の二帖が残っている。これをもとに、同年八月にいわゆる「分田」が行なわれ、「安楽河庄公事銭分田支配帳」（以下「支配帳」とする）によると、公事銭については表Ⅲにみるように（「支配帳」とは分田先の順序を変えてある）、金堂常燈料からはじまって、残分まで含めると全部で三一カ所に、九一町六反六〇歩、分銭にして二〇三貫五二〇文が「分田」されたのである。

表Ⅲ 荒川荘公事銭分田支配

分 田 先	筆 数	面 積		分 銭
		町 反 步	貫 文	
金 堂 常 燈 料	50	3.2.240	10. 17	
御 經 蔵 常 燈 料	38	2.1.150	5. 8	
御 社 二 季 御 祭 料	26	1.5. 10	3. 6	
夕 座 御 精 神 供	25	1.4. 40	3.200	
三 供 僧 一	17	1.0.300	3.167	
〃 〃 二	13	1.0.240	3.200	
衆 分 三 十 人 供	155	9.6.260	22. 24	
沙 汰 所 月 別	72	5.1. 50	11.929	
預 所 月 別 用	83	5.4.220	11.714	
檢 校 預 所 京 上 銭	36	2.4.100	5.145	
定 上 使 使	20	1.5. 50	2.733	
井 井 料	14	9. 90	2. 54	
井 杖 打 免 免	31	1.5.200	3.550	
船 行 事 太 仕 太	39	2.8.280	(6. 34)	
宮 八 三 三 船 承 手	10	5. 20	1. 11	
名 越 弘 伊 勢 大 神 宮	5	4.210	917	
本 庄 公 文 惣 追 捕 使 加 定	23	2.1.180	4.684	
本 庄 下 司 給	4	3.310	906	
新 庄 公 文 給	6	5. 10	1. 6	
新 庄 下 司 給	16	6. 70	1.476	
公 惣 刀 番 新 公 事 銭	8	6.170	1.295	
惣 刀 番 新 公 事 銭	110	7.1.220	15.845	
惣 刀 番 新 公 事 銭	95	5.0.150	11.120	
惣 刀 番 新 公 事 銭	59	3.8.340	9.395	
惣 刀 番 新 公 事 銭	57	4.5.170	9. 95	
惣 刀 番 新 公 事 銭	15	1.0.220	2.273	
惣 刀 番 新 公 事 銭	11	8.180	1.839	
惣 刀 番 新 公 事 銭	56	3.3.350	9.176	
惣 刀 番 新 公 事 銭	156	9.9.260	19.951	
惣 刀 番 新 公 事 銭	25	1.2.210	2.517	
惣 刀 番 新 公 事 銭	137	9.1.160	18.233	
合 計	1,412	91.6.60	203.520	

年貢米については「分田支配帳」が現存しないため、詳細は不明であるが、「大検注帳」では、惣荘上中下田数九三町九反二百歩、惣分米二七四石四斗二升五合とされている。

さて、「大検注帳」は二帖しか残っていないことはすでにのべたが、田代氏も指摘するように、他の二帖に含まれたはずの上村、上田村、上野村については、「支配帳」によって補うことができる。「大検注帳」と「支配帳」の総面積に若干の差があるが、これは実は山郷禅田分二町三反一九〇歩については、公事銭の「分田」が全く行なわれていないためであって、この分が「支配帳」に含まれていないからである。それゆえ、表Ⅲに禅田分を加えると九三町九反二五〇歩となり、ほぼ「大検注帳」にいう惣田数と等しくなる。しかも、「大検注帳」をもとにして「支配帳」が作られているのであるから当然とはいえ、両帳の各筆は、田品・面積・所在地・地主・作について、ほぼ完全に一致するのである。それゆえ、

この両帳によって、当荘の大検注の内容は、一応全荘的規模で検討することが可能である。

ところで、「分田支配」の根本である年貢の「分田」については、公事銭の「分田」である「支配帳」と、一致するものとして扱いうるであろうか。熱田氏によると、本庄下司給については、両者の下地は一致するようで、確かに引用されている史料の限りでは、「三月三日」を除いて完全に一致している。しかし、必ずしもそれを一般化しえないことは、つぎの「分田支配切符」からも明らかである。^⑩

(端裏書)
「安楽河分田支配無量寿院承仕切符」

無量寿院承仕一口 応永廿年癸巳八月日

上大廿歩	上村使田坪	地主大光明院	乍衛門
上三百卅歩	タカンイ	地主法師	乍孫六
下四十歩	柳谷	地主良覚	乍三郎
下一反	キツ子嶋	地主修禪院	乍弥三郎
下一反	同坪	地主念阿弥	乍三郎五郎殿
下三百歩	同坪	地主十郎二郎	乍同
已上	上一反半五十歩	下二反三百四十歩	分米一石五斗一升九合八勺

この六筆の分米は、いずれも無量寿院承仕に「分田」されたものであるが、公事銭の「支配帳」には、そもそも無量寿院承仕は分田先に加えられてもいない。そして各筆についていうと、分銭は一筆目が金堂常燈料に、他の五筆はいずれも宮行事に「分田」されている。このことは検校御房への「分田支配切符」についても全く同様で、^⑪ここでも検校御房への分銭の「分田」はない。そして分米の支配切符にみえる十八筆のうち、一々四筆の分銭は金堂常燈料に、八筆目は刀禰給残りはずべて沙汰所月別に「分田」されている。要するに、年貢と公事銭については、それぞれ基本的に別個の「分田」

が行なわれたと考えざるをえないのである。

こうして、残念ながら年貢の「分田支配」についてはその内容を明らかにすることはできないが、いずれにしても、大検注そして「分田支配」において、高野山が何を把握しようとしたかはすでに明瞭である。すなわち、ここでは大検注を通じて公田・公事地九三町九反二百歩を把握し、年貢米二七四石四斗二升五合、公事錢二〇三貫五二〇文のそれぞれについて、「分田」が行なわれたのである。その際、大検注において把握の対象となった作人層についてみると、約二五〇名のうち、五反未滿のものが四分の三にも及んでいる。つまり、多数の零細な農民たちが、作人としてとらえられているのである。もとより、公田・公事地を耕作する限り、殿原層はじめ有力農民も多数作人としてあらわれている。また、高野山近二郎、二郎太郎、調月の禰宜など、近隣諸荘からの入作者もある。しかし重要なことは、同じく公田・公事地を作る限り、小百姓層もまたいかに零細なものであろうと、作人として、つまり年貢納入責任者として把握されていることである。¹⁵

ただ、作人の性格、とりわけ「分田支配」下における有力農民と小百姓との関係については、残念ながら当荘では十分には明らかにしえない。しかし、柄淵荘で指摘したように、有力農民にも柄淵氏に代表される農奴主経営があるなど、小百姓層との間には一定の階層差を有しているが、十四〜十五世紀にかけては、小百姓層の一般的な台頭とその規制を背景に、両者が「百姓等」として領主権力に対決・結集しえたとおもわれるのである。そして高野山が「分田支配」によって、たとえ結果的にせよ、これら小百姓層を把握することなしには莊園再編成を現実のものとなしえないとすれば、そのもとで小百姓をはじめ、「百姓等」の力量が着実に強化されていったと考えられる。

すなわち、この点に關し「分田支配」当時の農民の性格を不十分ながらも知りうるものとして、堅義料田寄進、および安楽河大井に關する二つの史料に注目したい。

まず前者についてみると、これは修禪院頼有が、根来西方院の觀慶に田地を売却し、¹⁶ 応永十三年（一四〇六）に大伝法院頼翁から、高野山堅義料田に寄進されたものである。¹⁷ 寄進の内容は表Ⅳにみられるように、六石二斗の加地子得分であっ

表Ⅳ 学道衆堅義料田寄進状況

面積(反,歩)	所在地	寄進内容	作人	備考
{ 120 120 1. { 1.120 1.	河副, 今ハユワセ田	定田1石4斗	修禅院代官小沢殿	2 瀬町, 加苗代定 2 〃 4 〃, 在苗代 山ヲモ副テ持, 池ノ水ヲ引ク.
	〃	〃	修禅院下人刑部	
	糯田, 今ハ塔前	定田1石4斗	大光明院下人孫太郎	
	杉寺前山崎	定田1石	高ノ村与太	
〃 棚田	〃	〃	〃	

た。ユワセ田の二筆について、「器物ハ安楽河ノ加地子升也」としていることも、これが基本的に加地子得分であることを示唆している。そして応永二十年の「分田支配」に際しては、分田衆の評定により、この五筆、四反の田地は嚴重の法事料田として、山上山下大小課役を免除され、一円に堅義料田とされたのである。分田衆によるかかる処置は、たとえば勧学院護摩所田についても同様である。^④

この堅義料田について注意すべきは、これが一般的な加地子得分を取得したにとどまらないのではないかとおもわれることである。もし加地子得分のみで、年貢・公事金を納入するものであれば、当然「大検注帳」で把握されたはずである。ところが、堅義料田のばあい、作人小沢殿・刑部・孫太郎などについても、わずか七年の差でありながら、面積・所在地で「大検注帳」で照合しうる筆は見当らない。また「タラニ田」のごとく、地主「堅義料田」としてあらわれるものもない。要するに、この堅義料田五筆四反は、分田衆によって、年貢・公事金支配の対象としては、検注からはずされた、いわば「免田」であったとも考えられるのである。ただ、料田のすべてがかかる「免田」ではなく、たとえば、山王院常燈料田は公事金・所当を免れず、また勧学院御堂修理料田が「公事金之」とされているように、むしろ、いわゆる加地子得分を寄進されたばあの方が多かったとおもわれる。ともあれ、ここでは大検注・「分田支配」に際して、重要な料田、あるいは寄進の事情などによって、「免田」が設定された可能性のあることを指摘しておきたい。

ところで、この堅義料田には四名の作人がみえるが、「大検注帳」「支配帳」により、それぞれの保有面積をみると、表Ⅴのごとくである。^⑤殿原層で、修禅院の代官でもある小沢殿が、村落

内でも有力な農民に属することはいうまでもない。ところが、里坊任人とも考えられる修禪院の下人刑部が、一町を越える保有地を有しているのである。里坊任人とは、熱田氏によれば免家の最右翼ともいうべきもので、里坊領知者との間には強い人格的隷従関係があったといふ^②。かかる刑部あるいは孫太郎が年貢納入責任者として把握され、一町あるいは四反を越える保有地を有していたことは、自立化が相対的に困難だとした彼らの個別小経営さえもが、しだいにゆるぎないものとして確立されつつあることを示すものであった。このことは小百姓層のばあいも同様であったとおもわれ、「分田支配」とは、まさにかかる小経営の確実な展開を一つの背景として、成立したものだと考えられるのである。

つぎに安楽河大井の問題についてみると、応永二十年に、当庄大井の再開削を請負った百姓らの申状がある。^③

（端裏書）
「大井百姓等上」

謹請申 安楽河庄大井事

右請申子細者、当庄大井事、自今年迄乙未歳、三ヶ年間、上大井如昔可成島於田申候、若過三年、致其沙汰不申候者、就彼大井、従今度御支配候田畠公事錢等も、悉被召返寺家供料仁、可有御結候、其時不可申一言之歎候、縦又雖上大井候、万一出大水破損出来候者、雖何度仁候、無退嘔之儀、可興行申候、不然候者、於御罪科者、可同上仁候、仍為後証、所請申状如件、

応永廿年^{癸巳}八月七日

カウタノ

子キ（略押）

ウエノ、

衛門（花押）

カウノムラノ

道祐（花押）

（下可代）
ケンタイ藤太郎

公文代新兵衛（花押）

すなわち、百姓らは三ヶ年をかけて上大井の再開削を請負い、たとえ大水で破損することがあっても、その度に興行する決意を示した。一方高野山も、「分田支配」に当っては田畠公事錢を宛て、安楽河大井奉行に阿闍梨仙範を命ずるなど、その意気込みからいっても、相当の大事業であったこ

表 V 堅義料田作人保有地

	小 沢 殿	刑 部	孫 太 郎
中 田	(2) 2.100	(3) 2.120	(2) 180
下 田	(9) 6.230	(8) 7.340	(8) 3.310
合 計	(11) 8.330	(11) 10.100	(10) 4.130

〔註〕（ ）内の数字は筆数。

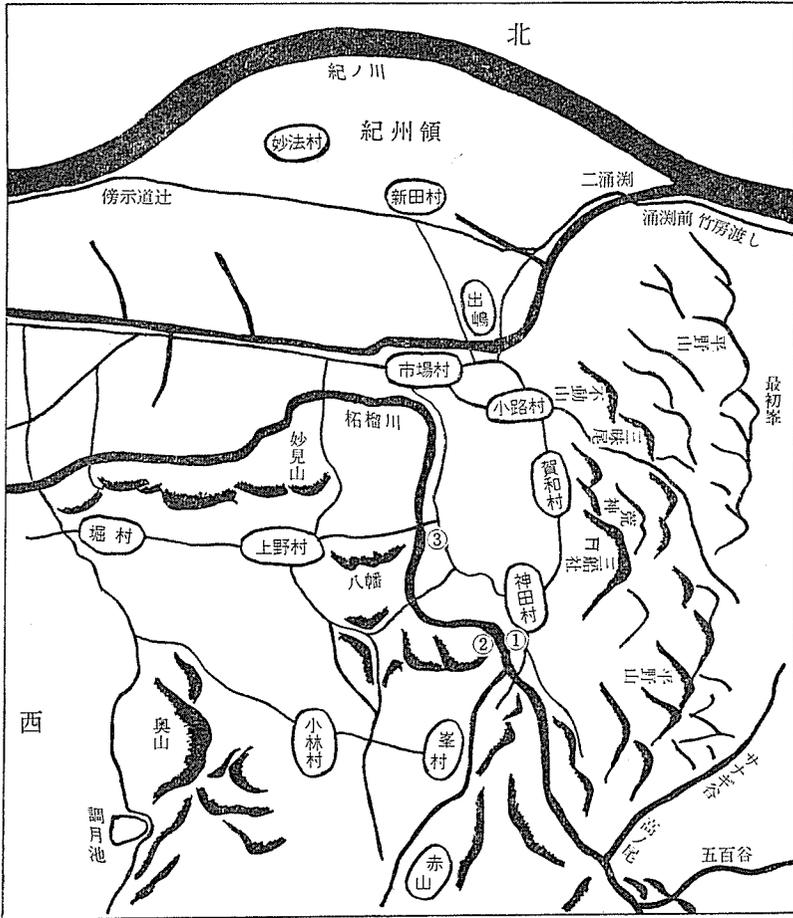
とおもわせる。

これについては、すでに田代氏が分析するところであり、大井の目的が島田地区の再開発・水田化にあることは指摘の通りであろう。しかし、紀ノ川からの引水は近世になってはじめて可能だとし、大井とは柘榴川に堰を築き、それを灌漑用水として利用した、とするのはどうであろうか。^②

第一に、さきの史料では「如昔、可成島於田申候」とあり、「如昔」という以上、二・三年ではなく、数十年も大井の修築がなされずに、「島」のまま放置されたとおもわれる。これが柘榴川からの引水であれば、上田村、上村など、中世における荘内の中心的な生産地を灌漑するものであり、水害で破壊されたまま長期間放置されたとは考えられない。たとえば、和泉国入山田村で、洪水のため土丸・菖蒲などの用水樋が流された時は、入山田四ヶ村、日根野東西の地下のみならず、上郷三ヶ村、長滝一荘の地下の協力も得て、直ちにこれを引き上げている。^③ 柘榴川の堰であれば、早期の修復は可能であろうし、必要でもあった。

第二に、天正十七年（一五八九）に木食上人によって再興された安楽川井路は、大井と同じものだと考えられるが、この井路は紀ノ川から引水され、二本に分かれて、一本は田中荘を貫流していた。それゆえ、田中荘も井路の再興に協力するとともに、おそらくは井路維持のため安楽川の井段米を差遣すことになり、そのかわり、検校山・平野山の山手は免除されることになったのである。荒川・田中両荘の山論は、これまでしばしばくり返されてきたが、応永五年（一三九八）には、「於外山者、弁山手切之、至内山者、不入他領者」と定められ、^④ 同七年（一四〇〇）には幕府によっても確認されている。^⑤ しかし、争いは納まらず、天正九年（一五八一）にも、田中荘より荒川山を切り取り、しかもこれを新田に成し、相論が起るや乱入・殺害に及ぶという事件があった。^⑥ この時は粉河寺を介して証文を出して納まったようであるが、井路の修築を通して、これまでの山論も一応は決着がついたとおもわれる。元禄十一年（一六九八）の「絵図」によると平野山が明らかであり、安楽川大井も完成されている。

図Ⅱ 荒川荘元禄11年絵図（部分）



第三に、現在柘榴川には、「絵図」上の①②③に取水口を持つ「一ノ井」「二ノ井」「水田井」があるが、これらは主として神田付近の灌漑にとどまる。これに対し、紀ノ川からのものは共に「荒川井」、またはたんに「大井」とよばれていて、市場をはじめ大半はこの「大井懸り」によっている。もとより、大井開削以前は、柘榴川からの灌漑が占める位置は、現在より相対的に大きかったとはおもわれる。しかし、島田地区全体の水田化のためには、困難ではあっても、やはり紀ノ川からの用水が不可欠であったと考えられるのである。また紀ノ川からの用水こそ、「大井」とよばれるにふさわしいであろう。

大井のことは早くも正応三年（二二九〇）に、「大井水、永不可下他庄事」とみえ、これも安楽川大井とすれば、紀ノ川からの引水の努力はすでに鎌倉期には始まっていたことになる。しかし、その当時の技術水準、農民の力量からいえば、おそらくは洪水などのため、南北朝期を通じて放置されることも多かったとおもわれる。それが応永期に至り、百姓らは昔の如く島を田に成すべく、三年間の猶予をもって、大井の再開削を請負ったのである。田代氏も指摘するように、福宜、衛門、道祐らは、各村を代表する有力農民であったが、その背後には、かかる難事業を実際に遂行する力量をもった多数の農民たちの存在を、容易に想像しうるであろう。この時の安楽川大井の開削が成功したか否かは不明であるが、こうしたいく度かの努力の後に、おそらくは木食上人の頃に、一応は大井を恒常的に維持しうる再興が行なわれたものと考えられる。

ところで、これまで述べてきたような「分田支配」のとらえ方、とりわけ、応永期に入ってから典型的となる高野山の支配体制を「分田支配」と規定するには、その意図をも含めて、今少し検討する必要がある。

熱田公氏のばあい、高野山の支配体制を、下地支配としての「分田支配」と、それと対極をなす人間支配としての「在家・免家支配」としてとらえている。それは、「分田支配」を年貢米などの配分形態に主眼をおいてとらえた結果でもあった。そのために、「分田支配」は当荘のばあいも、高野山領としての成立当初からみられるものとなり、「長寛・建

久の金剛峯寺衆徒への下地の配分」も、「分田支配の出発点をなすもの」として位置づけられたのである。^⑦

「分田支配」が、一つにはかかる側面をもつことはいうまでもなく、その限りで長寛のばあいも田島・在家などの支配は行なわれている。しかし、それはあくまで、配分の側面についてのみの「分田」であるにすぎない。しかもそこで「分田」された対象は、高野諸衆のみであった。高野山では、諸衆への人供料などのかかる配分は一貫してみられるところであり、歴史的にとりたててこれを「分田支配」とよぶ意味は乏しいであろう。またそれでは、別稿でも指摘したように、いわゆる農民「支配」の体制としての要件を欠くことになるといわざるをえない。さらにこの長寛当時は、保延の検注帳に記された田畠面積と比較しても明らかのように、高野山はなお全荘的な検注による農民把握をなしておらない。そして何よりも、そこで直接「支配」の対象となった農民は、在家住人であった。それゆえ、この十二世紀段階の支配体制を、配分形態の面から高野山領に普遍的な、いわば「分田支配」の第一次的形態とすることも可能かもしれないが、第二章ではより端的に「在家（免家）支配」とよんで、のちの「分田支配」と区別したのである。

これに対し、応永期以降の「分田支配」にあつては、全荘的に大検注が行なわれ、一筆一筆の田島が、田品・面積・所在地・地主・作について確実に把握されている。しかもそこでは、年貢納入責任者として地主ではなく、作人が「支配」の対象となっているのである。もとより作人と分田受給者との間の散りがかり関係、あるいは年貢・公事銭の「分田」がわざわざ別個に行なわれているなど、高野山自身が農民の経営そのものを、直接把握しようとしたとまではいええないであろう。しかし、大検注や坪合検田においては、農民の土地保有の実体、その推移などは、ほぼ正確にとらえられていたのである。このことは、瀬淵荘や「分田支配」はとられていないという近木荘^⑧、さらには東大寺領播磨国大部荘^⑨などについても同様であった。その意味では、「分田支配」は十五世紀に入って再編成されてくる諸荘園と共通した側面をもっているともいえるのであつて、それが高野山領荘園制下では、「分田支配」という形で実現したものであつたと考えられるのである。高野山によるかかる支配体制への志向は、すでに志富田荘・官省符荘の延元年中の大検注にみることもできるで

あろう。しかし、この延元年中には、大検注にもかかわらず供料はたちまちに有名無実となり、兩荘とも高野山による支配の再編成は、応永期を待たねばならなかったのである。^⑩

こうして「分田支配」とは、たんなる配分形態からのみ規定されるものではなく、在地の作人を把握することによって、主として応永期以降に、高野山領荘園としての成立事情の如何を問わず、直接支配諸荘において再編成されてきた支配体制なのであった。そして高野山の支配は、公田Ⅱ公事地における年貢得分の収奪体制を基本にしていたが、それゆえそれは、「在家(免家)支配」から「分田支配」へという過程においてとらえることが可能となるだろう。

かかる「分田支配」体制の成立は、高野山領荘園において、もとより画期的な意味をもった。しかし同時に、それは小百姓層を中心とする小経営の一層の展開、あるいは「百姓等」の年貢減免闘争などもかかわって、絶えざる在地再把握を不可避とした。たとえば卅人年貢についていえば、早くも文安五年(一四四八)に、「卅人年貢、近年事外為減少間、不断経之後可有坪合事」^⑪と、坪合検田が評定されている。そしてこの「衆分卅人供」は、寛正六年(一四六五)には、年貢米八石、公事銭兩季に十貫文の代官請負とせざるをえなくなった。しかもその初年に、水損で六石、八貫文に減ぜられる有様で、さらにこのことを後年の準拠としてはならない旨、書き添えねばならない状態に陥っていったのである。^⑫

すなわち、高野山による荘園支配の再編成を可能にしたのは、たとえ意識的であると否とを問わず、主として直接耕作者である作人を年貢納入責任者として把握したからであった。しかし、在地において小百姓層の土地保有、耕作権の強化が進行している限り、そのことは相対的に低率・定斗代たる公田Ⅱ公事地の耕作を通して彼らの再生産をより容易にした。そして、表面的にはつねに有力農民が先頭に立つことが多いとはいえ、彼ら小百姓層に規制された「百姓等」の闘争を、より激化させる結果をもたらしたのである。こうして、「分田支配」体制の成立は、同時に荘園領主高野山が再びあらたな矛盾に直面する契機ともなったのである。しかし、この問題をさらに十五世紀半以降の在地構造の動向との関連で追究することは、すでに本稿の課題を越えるものである。ここでは、「分田支配」体制そのものの一層の検討をも含めて、他

日を期することとした。

- ① 田中荘との相論のかかる側面については、さしあたり井上満郎「鎌倉幕府成立期の武士乱行」（前掲）参照。
- ② 七一五六〇・一五六一・一五六二号
- ③ 八一七一号
- ④ 八一八四五号
- ⑤ 七一六三五号
- ⑥ 五一九九九号、七一六三六号、八一八八六号など。
- ⑦ 八一七〇七号、六一三三八号
- ⑧ 八一八八四・八九九号など。
- ⑨ 七一六三六号
- ⑩ 六一三三四号
- ⑪ 「庄園制下における村落の形成」（前掲）
- ⑫ 他にも「大検注帳」でみえて、「支配帳」で「分田先」のわからない筆が一町余りあるが、若干の記載の誤り以外に理由はわからない。
- なお田代氏は、表Ⅲとちがって、「支配帳」の地積が九三町八反八〇歩だから「大検注帳」とほぼ一致しているが、根拠は明らかでない。
- ⑬ 「室町時代の高野山領庄園について」（前掲、二六ページ）
- ⑭ 宝寿院文書。和多昭夫氏のご好意による。
- ⑮ 五一九九六号
- ⑯ 拙稿「中世後期の高野山領庄園支配と農民」（前掲、二四ページ）
- なお、瀬淵荘では、「歩付帳」「年貢納帳」の比較・検討によって作人の性格を追究しえたが、当荘ではつまるところ「大検注帳」のみであり、その点での限界をもつ。
- ⑰ 三一五九〇・六九八号
- ⑱ 一一二二九号、三一五三二号
- ⑲ 一一三〇号
- ⑳ 三一五六二号
- ㉑ 三一五三六・五六四号
- ㉒ 三一五二六・五五九号
- ㉓ 与太を除いたのは、三船与太、八幡与太、妙見与太あるいは上田与太などはみえるが、高（上）村与太はそのいずれかに該当するかもしれないが、確認しえなかったからである。なお、孫太郎の分は、孫太郎殿、孫太郎ホリ、および野田原の五筆を除いたものである。
- ㉔ 第一章、註㉔
- ㉕ 「高野寺領庄園支配の確立過程（上）」（前掲、十五ページ。および註㉓論文、三十ページも参照。
- ㉖ 七一五四九号
- ㉗ 七一五四七号
- ㉘ 註㉑論文、四三ページ。なお「中世後期の郷村制について」（前掲）の第三章、註㉑では、紀ノ川からの引水の可能性の言及がある。
- ㉙ 『政基公旅引付』文亀二年九月一日の条
- ㉚ 刊、十一二五二・三一八号
- ㉛ 七一五四八号。なお、偽文書とおもわれるが、どこまでを内山の範圍と考えていたかについては、一一三五一号がある。
- ㉜ 一一三四〇・三四一・三四二号、二六九一号。なお、最後の文書は、「応永七年カ」とする『大日本史料』の註記の方が正しい。
- ㉝ 刊、十一二五〇号
- ㉞ 竹中一雄氏所蔵。これは荒川荘内の山野、谷、峯などの名称がくわしくみえる貴重なものである。図Ⅱはその北半分である（若干部分省

略。

⑤ 二一―五四号。史料中の「他庄」とは、田中荘以外に考えられないので、紀ノ川からの用水である可能性が強い。

⑥ 註③論文

⑦ 「高野寺領荘園支配の確立過程(下)」(前掲)、四十ページ

⑧ 拙稿註④論文、二七ページ、「図表2」参照。

⑨ 遠藤殿「和泉国近木庄における在地構造」(『文化』二八巻第三号)、三五二ページ。

⑩ 小西瑞恵「播磨国大部荘の農民」(『日本史研究』九八号)、第三表参照。またここでは、十五世紀の大部荘の土地台帳が、在地構造を正

確に反映していること、下作者年貢負担の荘例が一般的であったことの指摘がある(七ページ)。

⑪ このばあい、隅田南荘の「分田支配」は例外とすべきであろう。名体制の存在、それゆえ記載形式の特異性もさることながら、「分田」が行なわれた同じ正平九年(一三五四)に、南荘は下司上田氏の領所となっており、高野山の直接支配下にある荘園とはいいたい面をもつからである。

⑫ 五一八六一号

⑬ 五一八一―八六六号

〔付記〕 本稿は大阪大学大学院における高野山領荘園に関する共同研究の一環として準備されたものであり、黒田俊雄先生をはじめ共同研究に参加された諸兄から、多くの示唆と便宜とを与えられた。また史料の点で和多昭夫・熱田公・田中稔・大石直正らの諸氏のご配慮をいただき、現地調査に際しては、とくに竹中一雄氏のお世話になった。これらの方々から心からお礼を申し上げる次第である。

(大阪大学大学院生・
[redacted])

The Chronological Table of the *Ch'ang Sha*

長沙 Kingdom in the *Han* 漢 Period

by

I. Miyazaki

The *Wu's* 吳 *Ch'ang Sha* 長沙 kingdom in the former *Han* 前漢 period was very particular one in the contemporary days. *Kao-tsu* 高祖 of the *Han* 漢, after defeating *Hsiang-yü* 項羽 and unifying the whole country, gave the enormous fiefs to several lords of different families who had contributed to his success, and appointed them to kings. But, immediately, he seized their fiefs back and substituted his family for them.

Among them, *Wu-ju* 吳芮 who had been appointed to the king of *Ch'ang-Sha* 長沙 died in the very first year of his reign. But his kingship alone was succeeded from his son to his grandson, to King *Ching* 請, his great-grand son, who had no son and with whose death *Wu's* 吳 kingdom perished. Moreover, in the interval, among the close vassals of this kingdom, a grand vizier, two ministers, a general and two bastard princes were promoted to feudal lords. *Tai-hou* 軟侯, whose name is found in the buried treasurers in the *Ch'ang-Sha* 長沙 Tomb in the *Han* 漢 period which was dug lately, was one of them.

The next year of the ruin of the *Wu's* 吳 *Ch'ang-sha* 長沙 kingdom, *Fa* 發, son of *Ching-ti* 景帝 was appointed to the king of *Ch'ang-Sha* 長沙, and his kingship was succeeded to the end of the former *Han* 前漢.

In this article, apart from presenting certain particular insistences, I would like to arrange the above facts into two tables with preliminaries and notes for the explanation.

A Feudal Lord and Peasants in Arakawa Manor

荒川莊 in *Kii* 紀伊 Province

by

R. Honda

The late Kamakura era and the following two centuries are generally regarded as the downfall stage of the manorial system in Japan. The

foundation of the manors belonging to Kongobu-ji temple 金剛峯寺 was, like most of the others, shaken in those days. In the 15th century, however, manor control system of Kongobu-ji was reorganized by means of so-called “Bunden-rule” 分田支配, first of all, over the manors around the temple.

In throwing light on the characteristics of the manors belonging to Kongobu-ji, I think it important to clarify that process—from shaking to reorganization—and its significance, especially in connection with the transition of the rural social structure. To our regret, we can find few studies on this problem from such points of view. Even the fundamental process of transition of the manor control system has never been made clear.

In this article I would like to take the case of Arakawa manor 荒川莊 in Kii province 紀伊國, and intend to grasp the change of its control system as the process from “Zaika-rule” 在家支配 to “Bunden-rule”. I would like to take up this problem from two viewpoints as follows; one, to consider the control over the land-tax on Kodon 公田; the other, to investigate into the contradiction between lord of the manor and peasants. These two viewpoints may look like a matter of course. But the former studies left something wanted in this respect as I have showed definitely in my article on “Akuto” 悪党 and the donation of “Daraniden”. 陀羅尼田. These two viewpoints will enable us to make the significance of “Bunden-rule” system clearer.

The Principle and Origin of the *Hsien* 県

Hsiang 鄉 *T'ing* 亭 *li* 里 · system

by

N. Koga

The problem of the *Hsien* 県 *Hsiang* 鄉 *T'ing* 亭 *Li* 里 · system in the *Ch'in* 秦 and *Han* 漢 period has been very controversial subject hitherto. For the descriptions of the history books on this system contradict one another and don't accord with the statistics in the *Han* 漢 period.